

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業所 松阪天啓苑)

指定居宅介護支援・重要事項説明書

《事業主体及び事業者》

法人名	社会福祉法人 育心会
代表者氏名	理事長 大北典史
事業者名称	居宅介護支援事業所 松阪天啓苑
管理者氏名	磯田 弘美
所在地	三重県松阪市高須町 3 4 6 0 番 1 7
電話番号	0 5 9 8 - 5 0 - 5 8 0 0
事業所番号	松阪市指定 第 2 4 7 0 7 0 1 8 5 1

《事業の目的及び方針》

利用者の方が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む事ができるよう関係各機関（市町、地域の保健・医療・福祉サービス）と綿密な連携を図りながら援助・支援します。

《事業実施地域及び営業日・時間》

（１）通常の事業の実施地域

松阪市、津市（旧津市・旧久居市・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村）
伊勢市（旧伊勢市・旧小俣町）、多気町、明和町、玉城町、度会町とする。

（２）営業日及び時間

・営業日	月曜日～金曜日
・受付時間	8：30～17：30

電話等により常時連絡が可能な体制とする。

《職員体制》

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者（兼務）	1 名
介護支援専門員	1 名

《居宅介護支援事業所の概要》

- ・居宅サービス計画の申し込みを受け付けると共に、担当の介護支援専門員を設置します。
- ・利用者の意思に基づいた契約であることを確保し、利用者やその家族に対し、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を

求めることが可能であり、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由等を説明します。

- ・ 居宅サービス計画書を作成するに当たって利用者の実態把握を行い、現に抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・ サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の内容について、専門的な見地から意見を求めます。
- ・ 居宅サービス計画について、利用者・家族に対し、サービスの種類・内容・利用料等について説明し、同意を得ます。
- ・ サービスの実施状況について、継続的な把握・評価を行います。
- ・ 医療機関との連携について、以下のように取り組みます。
 - ＊入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供開始にあたり利用者等に対し、入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
 - ＊医療機関との連携を促進する観点から、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師に対してもケアプランを交付します。
- ・ 当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用状況は別紙のとおりである。

《利用料金》

居宅介護支援の料金は、全額、介護保険の負担となりますので、自己負担はありません。尚、サービス提供地域以外の方の場合は、交通費は実費となります。

事業の実施地区以外の交通費	1,000円(実費)
---------------	------------

《情報提供》

利用者のサービスに係わるサービス担当者会議等において、利用者や家族から得た利用者及び家族の個人情報が必要とする場合は、文書による同意を得た上で、その情報を用いることとします。

このとき、利用者及び家族の個人情報の使用は、事業者がサービスを提供するに当たって必要な情報にとどめます。

《緊急時の対応》

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

《事故発生時の対応》

介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

《虐待防止のための措置》

事業者は利用者などの人権の擁護・虐待の防止等のために、高齢者虐待防止指針を作成し、必要な措置を講じる。

担当者 居宅介護支援事業所 松阪天啓苑 管理者

特別養護老人ホーム 松阪天啓苑と合同で年1回以上研修を開催する。

サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

《苦情対応》

サービスに関する苦情対応については、次の窓口で対応します。

・事業所	苦情解決責任者	施設長 地主 一夫
	苦情受付担当者	管理者 磯田 弘美
	連絡先電話番号	0598-50-5800
	苦情対応第三者委員	清水 毅
	連絡先電話番号	059-252-2650
	苦情対応第三者委員	西崎 和宏
	連絡先電話番号	0598-38-3054

・松阪市役所	介護保険課（松阪市殿町1340-1）
	電話番号 0598-53-4091
・津市役所	健康福祉部介護保険課（津市西丸之内23-1）
	電話番号 059-229-3149
・伊勢市役所	介護保険課（伊勢市岩淵1-7-29）
	電話番号 0596-21-5560
・多気町役場	町民環境課（多気郡多気町相可1600）
	電話番号 0598-38-1114
・明和町役場	健康あゆみ課（多気郡明和町大字馬之上945）
	電話番号 0596-52-7115
・度会町役場	長寿福祉課（度会郡度会町棚橋1215-1）
	電話番号 0596-62-1118
・大紀町役場	健康福祉課（度会郡大紀町滝原1610-1）
	電話番号 0598-86-2216
・三重県国民健康保険団体連合会（津市栄町3-143-1）	
	電話番号 059-222-4165

《秘密保持》

- ・従業員は正当な理由がない限り、居宅介護支援サービスの提供にあたって知り得た

秘密は漏らしません。

- ・従業員が退職後は、在職中に知り得た秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。
- ・個人情報を用いる場合には、利用者及び利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 松阪天啓苑

説明者職名

氏 名

介護支援専門員

磯田 弘美

印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印